

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〈ひたちなか市におけるリスクに対する措置〉

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及びひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)に基づき、その年の1月1日現在において本市に住所を有する者であって所得を有するものに対して市民税を賦課している。 これに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市民税の賦課に関する事務 2 納税通知書その他の通知書等の発送に関する事務 3 市民税に係る証明書の発行に関する事務
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、統合収納管理システム、コンビニ証明書交付システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項及び第50条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 106, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 151, 152, 155, 156, 158及び160の項, 第3条, 第4条, 第5条, 第7条, 第9条, 第13条, 第15条, 第17条, 第22条, 第30条, 第39条, 第41条, 第44条, 第50条, 第51条, 第55条, 第59条, 第60条, 第61条, 第65条, 第67条, 第68条, 第71条, 第75条, 第77条, 第78条, 第83条, 第85条, 第86条, 第88条, 第89条, 第90条, 第91条, 第92条, 第93条, 第94条, 第98条, 第108条, 第117条, 第126条, 第127条, 第131条, 第132条, 第134条, 第139条, 第140条, 第142条, 第143条, 第144条, 第146条, 第153条, 第154条, 第157条, 第158条, 第160条並びに第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務事務所市民税課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられま	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法律上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第25条, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第44条, 第45条, 第47条, 第49条, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条及び第59条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条及び第59条の3	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 小澤 功	市民税課長	事後	
平成30年3月30日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法律上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	事後	
平成31年3月29日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法律上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	事後	
令和2年3月31日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。), 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 外国人情報連携システム	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。), 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 外国人情報連携システム, コンビニ証明書交付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3及び第59条の3	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 及び第59条の3	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及びひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)に基づき、その年の1月1日現在において本市に住所を有する者であって所得を有するものに対して市民税を賦課している。 これに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市民税の賦課に関する事務 2 納税通知書その他の通知書等の発送に関する事務 3 市民税に係る証明書の発行に関する事務	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及びひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)に基づき、その年の1月1日現在において本市に住所を有する者であって所得を有するものに対して市民税を賦課している。 これに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市民税の賦課に関する事務 2 納税通知書その他の通知書等の発送に関する事務 3 市民税に係る証明書の発行に関する事務	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、甲告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、収納管理システム、口座管理システム、コンビニ	個人住民税システム、宛名管理システム、甲告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、統合収納管理システム、コンビニ証明書交付シ	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項及び第50条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、106、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158及び160の項、第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第108条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	